

認識過程研究(Ⅲ)

社会科学的概念学習の授業構成(Ⅲ)

— 「平安期の時代構造」の教授書試案 —

森分孝治 河南 一

(協力者)河田敦之 木村博一 児玉康弘 棚橋健治 矢田宇紀

I はじめに

われわれは、これまで、社会科学教育としての社会科学を日々の授業の中に確立することをめざし、アメリカ新社会科の分析的研究から得られた社会科教材構成の理論^(注1)をもちいて、さまざまな社会科授業を説明してきた。^(注2)また、実験授業をくりかえしながら、理論そのものの精緻化を計る一方、教授書^(注3)の開発もすすめてきた。^(注4)とくに、歴史授業の教授書は、通史学習として組まれることの多い今日の授業計画の中で、いわゆる「投げ入れ」教材として使用し、生徒たちが既習事項をふまえて、一定のまとまりある時代の体制や構造を説明できるようになることをねらいとして開発された。「幕藩体制」の教授書試案^(注5)がそれである。本研究は、それにつづくものとして、「平安期の時代構造」をテーマにとりあげ、中学校歴史的分野・高等学校日本史用の教授書を開発しようと試みたものである。開発の過程においては、まず、この時期に相当するいくつかの授業実践例をとりあげて、分析を行い、問題点を明確にするとともに、その克服を意図して、指導計画案に活かすようにした。^(注6)そして、われわれの教材構成の理論にもとづいて指導計画案を作成し、附属中学校1年B・Cの二教室で6回にわたって実験授業を行い、生徒たちの反応を重視しながら、指導計画案を検討し、修正していった。

ところで、今日、歴史授業で一般的に行われている通史学習の問題点を概括すれば、およそ次のようにまとめられよう。すなわち、意識的であろうと無意識的であろうと、いずれにせよ教師は自らの「時代構造論」(つまり、その時代の社会体制をとらえる理論)をもっており、それにもとづいて時間的経過をたどりながら、個々の歴史的事象・出来事を断片的・羅列的に説明し

ていくのである。しかしながら、教師の理論はふつう授業の中では明示されず、生徒たちにとっては、個々の歴史的事象・出来事の説明の背後にかくされた「見えないもの」となってしまうている。その結果、生徒たちは、個々の歴史的事象・出来事を暗記することはできても、それらを使って時代構造を説明することはできない。このような問題点を克服するには、われわれは、まず歴史学研究成果に立脚して、教師が生徒たちに教授すべき「時代構造論」をおさえ、それを教授可能な形でモデル化し、授業の中でモデルを明示しながら、個々の歴史的事象・出来事を説明していけば、教師のもつ理論が生徒たちに「見えるもの」となり、生徒たちがそれを批判的に吟味していくことも可能ではなかろうかと考えた。具体的には、一般に、荘園制の成立とその展開として説明されている「平安期の時代構造」を、公領体制に注目した、近年の歴史学研究成果をとり入れ、「王朝国家体制」「荘園公領体制」としてとらえなおし、それぞれをモデル化し、指導計画の中に明示して、説明していくことにした。

以下に、われわれがとらえた「平安期の時代構造」の教材構成の論理と、それを基礎に開発を試みた教授書試案について紹介していくことにしたい。なお、われわれは、中学校歴史的分野・高等学校日本史用の二つの教授書を開発したが、本小論では、紙数の関係上、中学校用は省略し、高校用のみを紹介した。

(注1)森分孝治「現代アメリカ社会科カリキュラム研究の示唆するもの」『社会科教育学研究』第2集、明治図書、1976。などを参照のこと。

(注2)最近のものでは、森分孝治「社会科授業構成の論理—林竹二の授業『開国』の場合—」『広島史学研究会50周年記念論叢』日本編、福武書店、1980。などがある。

(注3) われわれは、ひとまとまりの完結性のある教材について、それに従って教授すれば、失敗しない授業をすることができる指導書を「教授書」と呼んでいる。

(注4) 森分孝治・大鼓矢晋・高山芳治・金子邦秀「社会科学的な概念学習の授業構成—『公害』の授業書試案—」広島大学教育学部学部附属共同研究体制『研究紀要』第4号, 1975。(後に森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』, 明治図書, 1978。Vの三に所収された)などを参照のこと。

(注5) 森分孝治・金子邦秀・小原友行「社会科学的な概念学習の授業構成(Ⅱ)—『幕藩体制』の授業書試案—」広島大学教育学部学部附属共同研究体制『研究紀要』第5号, 1976。(後に森分孝治の同上書, Vの四に所収された)。

(注6) 本研究は、既に、日本社会科教育学会第31回全国大会(1981年10月8日9日, 金沢大学教養部)において、「歴史教授書の開発—『平安期の時代構造』—」と題して口頭で発表した。その際、本稿では割愛したが、「平安期を扱う授業の現状と問題点」という項目があった。

II 「平安期の時代構造」の教材構成の論理

1. 教材構成の基礎となる知識の構造

われわれは、歴史の授業を構成する基礎となる知識は、二重構造をもつものであるととらえている。すなわち、個々の歴史的事象の事実的知識と、それらの歴史的事象を説明するための枠組としての概念的知識である。“生徒が歴史的事象の起因・結果を科学的に説明・予測できるようになる”授業を歴史の良い授業と考えているわれわれは、この概念的知識の習得を授業の第一的かつ最終的な目標としている。つまり、平安期を扱う本小単元においては、前代の社会のしくみである律令体制の崩壊と、それにかわる新しいしくみである王朝国家体制・荘園公領体制の成立・崩壊の原因・結果が説明し得るような知識の習得をめざしている。そして、それらを生徒自身が発見し、概念化するために、広範な事実的知識の中から具体的・典型的な事例を組織している。すなわち、大量の事実的知識を羅列的に扱うのではなく、概念的知識の具体的・典型的な事例として詳しく扱い、生徒自身がそれを分析していくように構成している。

したがって、平安期の時代構造を教材として構成する際には、歴史学で到達している研究成果としての概念的知識に基礎づけることが必要となるわけである。そこで、われわれは、荘園制形成の時期を12世紀とし、その前提となる10世紀以降の国家体制に独自の歴史的

性格を考える坂本賞三氏をはじめとし、竹内理三、石井進氏らの近年の研究成果に学び、^(注1)後に紹介する教授書試案において示したように、平安期に10世紀はじめ及び11世紀半ばというふたつの画期を認め、この時代を三つの構造としてとらえた。そして、それらについて、理論モデルを設定し、概念的知識を到達目標として抽出した。これらは、歴史学の成果に基づいた科学的なものであり、生徒のみ方・考え方に挑戦しうるものである。したがって、これらの理論モデルおよび概念的知識が、「平安期の時代構造」の教材構成の基礎となっている。

(注1) われわれは、次の文献より学んだ。遠山茂樹・佐藤進一編『日本史研究入門1』, 東京大学出版会, 1954。安田元久『日本荘園史概説』, 吉川弘文館, 1957。虎尾俊哉『班田収授法の研究』, 同上, 1961。遠山茂樹・佐藤進一編『日本史研究入門2』, 東京大学出版会, 1962。村井康彦『古代国家解体過程の研究』, 岩波書店, 1965。竹内理三『日本の歴史6』, 中央公論社, 1965。石井進『日本の歴史7』, 同上, 1965。早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本経済史体系1 古代』, 東京大学出版会, 1965)。黒田俊雄『体系日本歴史2 荘園制社会』, 日本評論社, 1967。村井康彦『平安貴族の世界』, 徳間書店, 1968。児玉幸多・他編『日本歴史の視点1 原始古代』, 日本書籍, 1968。井上光貞・永原慶二編『日本史研究入門3』, 東京大学出版会, 1969。北山茂夫『王朝政治史論』, 岩波書店, 1970。坂本賞三「王朝国家体制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史2 封建社会の成立』, 東京大学出版会, 1970)。石井進「院政時代」(同上)。坂本賞三『日本王朝国家体制論』, 東京大学出版会, 1972。坂本賞三『日本の歴史6』, 小学館, 1974。安田元久『日本の歴史7』, 同上, 1974。井上光貞・永原慶二編『日本史研究入門4』, 東京大学出版会, 1975。土田直鎮「摂関政治に関する二、三の疑問」(林陸朗編『平安王朝 論集日本歴史3』, 有精堂出版, 1976)。坂本賞三「王朝国家体制と人民」(同上)。佐藤宗諒「摂関政治体制成立の歴史的性質」(同上)。石丸照「院政の構造的性質について—十二世紀受領層の動向を中心に—」(同上)。坂本賞三「王朝国家体制成立の論証方法について」(日本歴史学会編『日本歴史366号』, 吉川弘文館, 1978)。森田悌『研究史王朝国家』, 吉川弘文館, 1980。

2. 科学的探求の論理にもとづく教材構成

歴史的事象を説明するための枠組である概念的知識は、生徒自身がそれを用いて具体的な個々の事象の起因や結果を科学的に説明・予測できなければ、習得さ

れたとはいえない。したがって、本小単元の教材構成は、科学的知識の生産過程、すなわち、科学的探求の論理にしたがって学習させることにより、概念的知識の習得を可能ならしめるように意図されている。それは、「なぜ」あるいは「～すればどうなるか」という問いに対する回答を求めることにより構成されている。

具体的には、導入部で「なぜ藤原氏、院、平氏は栄え得たのか？」という問いが提示され、各々に対応する社会の構造の存在を、すなわち、理論モデルを、直観的に発見させることにより、学習の動機づけを図る。各パートは、各々メイン・クエストと、それに答えるための具体的事例がもり込まれた一群のサブ・クエストよりなる。パート1を例として具体的にその構成を紹介すると、まず最初に「なぜ藤原氏が栄え得るような社会のしくみとなったのか？」あるいは「平安期には（藤原氏が栄える一方）班田収授が行われなくなるなど、なぜ中央は直接地方に目が行きとどかなくなるのか？」という形でメイン・クエストが提示され、生徒はそれに対する回答を、すなわち、それまでの社会のしくみである律令体制が崩れて新たなしくみができたということを、直観的に発見する。そして、パートを構成するセクションにおいて「なぜ律令国家は崩れたのか？」と、前の体制の崩れの原因の説明を求め、さらに「律令国家が崩れると国司はどうしたか？」「中央政府は国司の任国支配に対してどう対応したか？」と体制の崩れに対して、各々の立場の対

応という形で、結果の予測をさせる。なお、これらのサブ・クエストは、各々、さらに「なぜ」あるいは「～すればどうなるか」という形を中心としたサブ・サブ・クエストから構成されている。このように、生徒は、提示された資料をもとに演繹的推論をなし、原因の説明、結果の予測という分析的な学習をすることにより、新たな社会のしくみを把握する。そして、その上でパートの最後の部分で、最初に提示されたメイン・クエストと同じ問いが提示され、学習によって習得された概念的知識および理論モデルを用いて総合的に説明させる。このように、本小単元は各パートにおいて、各々、概念的知識と理論モデルを直観的・分析的・総合的に三度くり返して学習されるように構成されている。これは、そのようにすることが、理論の習得の確実性を増すということと同時に、理論は与件ではなく批判的検討を通して、自らが構成・修正していくものである、という理論のもつ仮設性を、生徒に把握させることになりうるからである。

以上のように、本小単元は、歴史学が現時点で到達している研究成果としての概念的知識およびその理論モデルを、科学的探求の論理にもとづいて、生徒自身が発見・概念化していくことにより、習得するように構成されている。なお、知識および問いの構成の具体的な内容は、以下に紹介する教授書試案に示す通りである。

III 高等学校日本史「平安期の時代構造」の教授書試案

1. 小単元 「平安期の時代構造」

2. 小単元の目的 平安期の時代構造を解明する。

3. 小単元の構成 (高等学校3時間、中学校4時間)

- (1) 導入 一般に「平安時代」とよばれる時期は何世紀ごろから何世紀ごろまでか？また、そのころ栄えていたのは、どのような人々か？なぜ藤原氏、院、平氏は栄え得たのか？

(2) 展開

I. 律令国家体制の崩壊 — なぜ律令国家体制はくずれたのか？

Ⅰ. 王朝国家体制の成立と展開

- ① 国司の対応 — 律令国家がくずれると国司はどうしたか？
- ② 中央政府の対応 — 中央政府は国司の任国支配に対して、どう対応したのか？
- ③ 「名」内の人々の対応 — 国司や中央政府のこのような新たな支配に対して「名」内の人々はどう対応するようになったか？
- ④ 藤原氏の繁栄基盤 — なぜ藤原氏は栄え得たのか？

Ⅱ. 王朝国家体制の崩壊と荘園公領体制への移行 — なぜ王朝国家体制はくずれたのか？

- ① 国司の対応 — 国司は「名」体制のくずれにどのように対応したか？
- ② 貴族の対応 — 貴族は「名」の荒廃・荘園の増大にどう対応したか？
- ③ 天皇の対応 — 「名」の荒廃、荘園の増大に伴う国司や貴族の動きに対して、天皇はどうしたのか？
- ④ 院の繁栄基盤 — なぜ院は栄え得たのか？
- ⑤ 平氏の繁栄基盤 — なぜ平氏は栄え得たのか？

C. 荘園公領体制（院政時代）

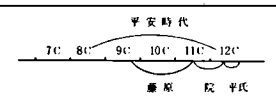
- ⑧ 余力のできた農民を中心に「名」外の未開地が開墾され、「名」の耕作が放棄されるようになり、国司は「名」から税がとれなくなった。
- ⑨ 「名」の荒廃・荘園の増大に対して、
 - a. 国司は、それを「名」に収公しようとしたり、天皇と結びついて荘園の増大を押さえてもらおうとしたりした。
 - b. 貴族は給与を支給されなくなり、経済的基盤を荘園に移し、中央政府もそれを認めざるを得なくなった。
- ⑩ 荘園の増大を押さえるために天皇が発した荘園整理令は、荘園抑制という点ではあまり効果はなかったが藤原氏の上级権力であることを明確に示すこととなった。その結果、荘園は藤原氏にかわって院に集中するようになった。
- ⑪ 荘園の増大に対応して公領は国司の私領的なものとなり、さらに残されに公領も一部の上級貴族の私的な収益対象として与えられるようになった。
- ⑫ 院は自己のもとに集中した荘園からの収益および国衙領からの献上物を経済的基盤として栄えた。

D. 荘園公領体制（平氏政権）

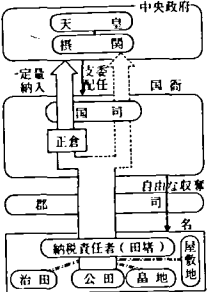
- ⑬ 平氏は、院にかけて政権を手中におさめ、多くの荘園・知行国からの収益を経済的基盤として栄え、さらに日宋貿易等でより勢力を増した。

5. 小単元の展開

5. 小単元の展開

| パート | 発問 | 資料 | 教授・学習活動 | 到達目標（生徒から引き出したい知識） |
|------|---|-------------|---|--|
| 導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般に「平安時代」とよばれる時期は何世紀ごろから何世紀ごろまでか？また、そのころ栄えていたのは、どのような人々か？ ・なぜ藤原氏、院、平氏は栄え得たのか？ | ① ② ③ | T：資料①・②・③を提示し、説明する |  <ul style="list-style-type: none"> ・各々、強固な政治の実権及び経済的基盤を持ち得た。 ・この構造がどのようなものであり、なぜそのように移行していったのが解明されないと、各々がなぜ栄え、そして衰えていったかがわからない。 |
| パート1 | <ul style="list-style-type: none"> A案：なぜ藤原氏が栄え得るような社会のしくみとなったのか？ B案：平安期には（藤原氏が栄える一方）班田収授が行われなくなるなど、なぜ中央は直接地方に目が行きとどかなくなるのか？ | ④ | T：予想させる P：予想する T：資料④を提示し予想させる P：予想する | <ul style="list-style-type: none"> ・律令国家がくずれたから。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○なぜ律令国家はくずれたのか？ ・律令国家とはどんなものだったか図に表わしてみよう。 | ⑤ | T：予想させる P：予想する T：モデル図を提示する | <ul style="list-style-type: none"> ・律令による支配ができなくなったから。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> III-4-(1) A, [律令体制]の図 </div> 律令国家とは、中央政府が戸籍によって人民を直接支配し(個別人身支配)それによる人頭税(調・庸)を主たる財政的基盤としていた体制。 |

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|
| <p>1</p> <p>パ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・律令国家がくずれるとはどういうことか？ ・なぜ個人身支配ができなくなったのか？ ・なぜ律令国家はくずれたのか？ | <p>⑥ T：発問する P：答える T：資料⑥を提示し示し説明する</p> <p>⑦ T：資料⑦・⑧を提示する ⑧ T：発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・個人身支配ができなくなって、人頭税がとれなくなる。例えば当時、国司を経験したことのある菅原道真や三善清行は、「律令を守ってはいけぬはや国司は国内を治めることはできない」と中央へ具申している。 ・苛酷な人頭税の徴収から逃れるために、浮浪・逃亡・偽籍等の手段を用いて人民が抵抗したから。 ・律令制においては、国家が土地に対して課した租はわずか(約5%)にすぎず、人民に対して直接かつ個人身に課した調・庸・雑徭は国家支配の根幹をなしていた。そのため、人民を正確にはあくする戸籍の編成が不可欠の前提であった。しかし、8世紀以来、人民の抵抗が多くなり浮浪人等が増加してくると、戸籍による支配は次第に破綻を示し、班田収授法の実行も困難になり、国司は律令にもとずく税徴収ができなくなって、律令国家の基盤がくずれるにいたった。 |
| <p>1</p> <p>ト</p> <p>2</p> <p>1</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○律令国家がくずれると国司はどうしたのか？ ・人民の抵抗によって律令国家がくずれたのに、国司はどのようにして税をとったのか？ ・土地からどのようにして税をとるのか？ ・どのようにして「名」をつくったのか？ ・「名」内の農民たちは、徴税をのがれようとはしなかったのか？ ・「名」内はどのようになっていたか？ ・国司は「名」からどれくらい税金をとっていたのか？ | <p>T：予想させる P：予想する</p> <p>⑨ T：説明する(資料⑨を提示)</p> <p>⑩ T：説明する(資料⑩を提示)</p> <p>⑪ T：説明する(資料⑪を提示)</p> <p>⑫ T：説明する(資料⑫を提示)</p> <p>⑬ T：「名」のモデル図を提示する T：説明する</p> <p>⑭ T：資料⑭を提示する T：発問する P：答える</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国司はとれる方法を新たに考えて税をとろうとした。 ・課税対象を「逃げる人」から「逃げない土地」に変える。 ・国内の土地をいくつかにまとめ、そのまとまりのある土地から税をとる。このようにしてつくられた徴税単位を「名」とよぶ。 ・律令制下では中央政府のみが行行使し得た検田権を国司が独自に行行使し、戸籍にかかわって在地の実態をはあくし、納税責任者をおいて、租税納入を請け負わせる「名」をつくった。 ・「名」体制は個々の人間を直接はあくする体制ではないため「名」を逃げだして他の「名」へ逃げこんでも、そこで税をとられることにはかわりはない。また当時は「名」外の未墾地へ逃げても新たに開墾する余力の備わっていない状況であった。 <div data-bbox="782 1333 960 1477" data-label="Diagram"> </div> <p>課税額の基準となる公田を中心として、開墾地である治田やその他畠地・屋敷地などからなり、それらからとれる税を納税責任者である田堵がまとめて国司へ上納していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公田の面積に応じて、一定の率で徴収することを原則としていたが、実際には豊凶に応じて反別の賦課率をある程度動かすことができ、又代納時の換算相場を自由に操作することができた。これにより徴収される税の額は、事実上国司の思いのままとなった。 |

| | | | | |
|----------------------------|--|-------------|---|---|
| | <p>・国司はどのように任国内を支配し、税を徴収していたのか？</p> | ⑮ | <p>T：資料⑮を提示する T：発問する P：答える</p> | <p>・国司は任国内の土地をいくつかに分け「名」に編成し、名内の田堵を納税責任者として、租税納入を請負させた。その納入額は、公田面積分の額を基準としたが、実際には、国司の裁量に任されており、莫大な収入を得ることができた。</p> |
| <p>パ 3 1 ト</p> | <p>○中央政府は国司の任国支配に対して、どう対応したのか。</p> <p>・中央政府は無制限に国司からできるだけ多くの上納を得ることができたか？</p> <p>・なぜ一定額しかとれないのか？</p> <p>・中央政府は国司から上納されたものを何につかったか？</p> <p>・中央の有力貴族の収入はこの給与だけだったのか？</p> | ⑯ ⑰ ⑱ | <p>T：予想させる P：予想する</p> <p>T：説明する (資料⑯を提示)</p> <p>T：説明する (資料⑰を提示)</p> <p>T：資料⑱を提示する T：説明する</p> <p>T：資料⑱を提示する T：説明する</p> | <p>・中央政府は、国司が獲得した莫大な収益を調庸に代わる国家収入として国司からできるだけ多く上納させようとした。</p> <p>・国司から中央への上納額は、任国内の公田面積分の額を基準としており、毎年一定額であった。</p> <p>・中央政府は律令制の崩壊により、地方の人身支配を維持できなくなった。そこで、任国内を「名」ではあくし実をあげていた国司からの上納にたよるしかなかった。</p> <p>・中央政府はその大部分を中央の有力貴族の給与としてつかった。特に当時上級の官職・位階を占めていた藤原氏の給与は莫大なものであった。それは、今日の金額になおすと、年間約2億円である。</p> <p>・藤原氏を中心とする中央の有力貴族は、成功・重任を得ようとする国司たちから、かれらが新たな体制の下で得た莫大な収益の一部をワイロとして受けとっていた。</p> |
| <p>1 4</p> | <p>○A：律令国家のくずれに対応して新たにできた支配のしくみはどのようなものか？</p> <p>B：律令国家がくずれて中央政府は直接地方に目が行きとどかなくなったにもかかわらず、なぜ支配ができたのか？</p> <p>・これまで学習したことを図に表わしてみよう。</p> | ⑳ ㉑ ㉒ | <p>T：モデル図を提示する T：説明する</p> <p>T：資料⑳・㉑を提示して補足説明する</p> |  <p>国司は律令制のくずれに対応して、新たな徴税単位である「名」を設け、徴税を行い、中央政府はその任国支配を国司に委任した。国司は「名」からの莫大な収取量と、中央政府へ上納する一定量との差額で、多大な収入を得ることが可能となった。このようにしてできた新しい支配のしくみを王朝国家体制とよぶ。</p> <p>・だから中下級の貴族は除目で争って、国司になろうとした。</p> |
| | <p>○国司や中央政府のこのような新たな支配に対して「名」内の人々はどう対応するようになったか？</p> <p>・国司はそれに対してどうしたか？</p> | ㉓ ㉔ | <p>T：説明する (資料㉓を提示)</p> <p>T：説明する (資料㉔を提示)</p> | <p>・国司の苛酷な収取からののがれるために、余力のできた有力農民(富豪層)は、まだ「名」に含まれていない未墾地を開墾した。</p> <p>・その開墾地を「名」に加え、課税対象にしようとした。</p> |

| | | | | |
|------------------|--|---|--|---|
| パ 1 ト 1 | 5 | ・国司が税をかけようとするのに対して、開墾した有力農民達はどうしたか? | ㉔ T:説明する (資料㉔を提示) | ・訴訟をおこしたり、自ら武装化して守った。 (「名」に取りこもうとする国司側と、それを防ごうとする農民側の争いの中から武士が発生する。) また、中央の有力者へ寄進し、その荘園として保護してもらったりした。その中で最も有力で中心となったのが、藤原氏である。 |
| | 6 | ○なぜ藤原氏は栄え得たのか? | ㉔ T:モデル図を提示する T:説明する | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ■-4-(1) B.〔王朝国家体制〕 の図 </div> 藤原氏は、天皇との外戚関係の獲得、他氏の排斥等によって中央の高位高官を独占することにより、官人としての莫大な給与を得、又新たにできた体制(王朝国家体制)の下で、多大な収益を得ることが可能となった国司の任免権を握ることにより、彼らから多くの献上物(ワイロ)を得ることができた。 さらに、王朝国家体制下の「名」支配からのがれようとした有力農民層によって開墾され荘園として寄進された土地からの収益によりますます栄えた。 |
| パ 1 ト 2 | | ○藤原氏がこれだけ栄えていたのに、なぜ院が栄え得る時代となったのか? | T:予想させる P:予想する | ・藤原氏が栄える基盤となっていた王朝国家体制がくずれたから。 |
| | 1 | ○なぜ王朝国家体制はくずれたのか? ・なぜ名体制はくずれたのか? ・「名」が荒廃するとどうなるか? | ㉔ T:予想させる P:予想する T:説明する (資料㉔を提示) T:発問する P:答える | ・王朝国家体制の基盤となっていた「名」体制がくずれたから。 ・「名」内の耕作農民層も「名」における苛酷な収取をのがれるために、「名」の耕作を放棄し開墾地に集まるようになり、その結果、「名」は荒廃し、荘園が増大する。 ・「名」内の土地から耕作物がとれなくなり、国司は「名」から税をとろうとしてもとれなくなる。 |
| | 2 | ○国司はそれにどのように対応したか? ・荘園は藤原氏に保護されているが、国司はそれを収公するにはどうするか? | ㉔ T:発問する P:答える (資料㉔を提示) ㉔ T:説明する (資料㉔を提示) | ・「名」内に農民をひきとめようとする。又、「名」外に逃げた農民をつれもどそうとする。あるいは、開墾地を「名」にとりこもうとする。 (別名) ・荘園の保護者である藤原氏に対抗して、藤原氏の名目上の上級権力者である天皇と結びつき、荘園をおさえてもらう。 |
| 2 3 | ○貴族は「名」の荒廃・荘園の増大にどう対応したか? ・このころ(12世紀)貴族は何の収入でくらしていたか? | ㉔ T:予想させる P:予想する T:資料㉔・㉕・㉖を提示する T:発問する P:答える | ・貴族は荘園の収入にたよるようになった。 ・12世紀になると貴族は荘園を経済的基盤としていた。 | |

| | | | | |
|-------------|-----|--|---|--|
| パ 1 ト | 3 | <ul style="list-style-type: none"> なぜ荘園にたよらなければならなかったのか？莫大な給与があったのではないか？ なぜ中央政府は貴族に給与を払えなくなったのか？ 中央政府は貴族の生活を保証するために、どのような措置をとったのか？ | <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：説明する</p> <p>③④ T：説明する (資料②③を提示)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 中央政府は貴族に官人としての給与を払えなくなった。 「名」の荒廃により国司は中央政府に上納物を納められなくなったから。 中央政府は給与が払えないので、荘園を公認することによって貴族の荘園からの収入を認めた。 |
| | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ○「名」の荒廃、荘園の増大に伴う国司や貴族の動きに対して、天皇はどうしたのか？ 実際荘園は整理できたのだろうか？ なぜ荘園整理はできなかったのか？ では荘園整理はどのような意義をもったのか？ 荘園整理がうまくいかなかった天皇は自己の財源をどこに求めたのか？ 天皇は自ら荘園領主になることができたのか？ 院によっても荘園をおさえてもらえなくなった国司はどうしたのか？ | <p>④⑤ T：説明する (資料④⑤を提示)</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>⑥⑦ T：説明する (資料⑥⑦を提示)</p> <p>⑧⑨ T：説明する (資料⑧⑨を提示)</p> <p>T：説明する</p> <p>⑩ T：説明する (資料⑩を提示)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 藤原氏に不満をもつ受領層の支持を受け、藤原氏の経済的基盤に打撃を与え、加えて自己の権力の確保を図るために、より徹底した荘園整理令を出した。 荘園整理はできなかった。 荘園からの収入を生活基盤としていた貴族の抵抗のため、荘園整理はできなかった。 荘園整理の対象が藤原氏に及ぶことにより、名実ともに天皇が藤原氏の上級権力であることを明確に示す結果となった。 藤原氏よりも上級権力であることが明確になった天皇に荘園の寄進が集中する傾向がみられたので、それらの荘園から自己の財源を確保しようとした。 天皇という公的な立場では荘園領主になれない。しかし、上皇(院)という中央政府外の私的な立場ならば、荘園領主となることができる。 国司は自己の治めている公領を、自身の荘園的なものとして取り扱うようになり、その保護を院にもとめる。こうして公領の荘園化(国衙領)が進む一方残された公領も、一部の上級貴族に国単位で税の取得権が与えられ(知行国)、私的な収益の対象とみなされるようになった。 |
| | 5 | <ul style="list-style-type: none"> なぜ院は栄え得たのか？ | <p>⑪ T：モデル図を提示する T：説明する</p> | <p>Ⅲ-4-(1) C.〔荘園公領体制〕 (院政時代)の図</p> <p>院は荘園整理令等によって最上級としての自己の立場を明確に示し、藤原氏に不満をもつ中流貴族や荘園の増大に悩む受領層の支持をえ、また台頭してきた武士団をも取りこんで政治的基盤を確立した。一方荘園の増大という動きの中で、藤原氏にかわって本所となったり、知行国主として莫大な収益を得、それを自らの経済基盤とした。また荘園の増大に対応して国司によって形成された国衙領を保護することで、国司等からも莫大な献上物を得て栄えた。これを荘園公領体制とよぶ。</p> |
| | 3 | <ul style="list-style-type: none"> なぜ平氏は栄え得たのか？ | <p>⑫ T：モデル図を提示する T：説明させる P：説明する</p> | <p>Ⅲ-4-(1) D.〔荘園公領体制〕 (平氏政権)の図</p> <p>平氏は院にかわって政権を手中におさめ当時の社会構造の上に立つことにより、多くの荘園の本所となり一門の者を知行国主とし経済的基盤を固めた。また日宋貿易等をおこなってより勢力をました。</p> |
| | パート | 発問 | 資料 | 教授・学習活動 |

【教授資料番号および教授資料】

- ① 一道長の全盛—「小右記寛仁二年条」『日本史資料(上)』, 東京法令出版, p. 124.
- ② 一僧兵—「源氏盛衰記」, 同上, p. 134.
- ③ 一平氏の繁栄—「平家物語」, 同上, p. 140.
- ④ 一9・10世紀の校田・班田—坂本賞三『日本の歴史6』, 小学館, p. 93 113~5 および表
- ⑤ 一律令国家体制のモデル図—前掲
- ⑥ 一国司は法を守って政治ができない—坂本賞三, 前掲書, p. 26 11~p. 28 113.
- ⑦ 一三善清行の意見封事—「本朝文粹三善清行意見封事」『日本史資料(上)』, 東京法令出版, p. 116
- ⑧ 一偽籍資料(阿波国・周防国戸籍)—坂本賞三, 前掲書, pp. 34~35.
- ⑨ 一人から「名」へ—同上, p. 126 11~p. 127 114.
- ⑩ 同上
- ⑪ 一國司の支配と「名」—坂本賞三「王朝国家体制」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史2』, 東京大学出版会, p. 57 11~p. 61 111.
- ⑫ 一富豪層と「名」—児玉幸多他編『日本歴史の視点1』, 日本書籍, p. 281.
- ⑬ 一「名」のモデル図—前掲
- ⑭ 一尾張国郡司百姓等解文—「宝生院文書尾張国郡司百姓等解文」『日本史資料(上)』, 東京法令出版, p. 117.
- ⑮ 一中原師遠の収入—坂本賞三, 前掲書, p. 300 19~p. 301 15
- ⑯ 一基準国図の固定—坂本賞三『日本王朝国家体制論』, 東京大学出版会, p. 138 17~p. 139 19.
- ⑰ 一不堪佃田解文の意義—同上, p. 146 114~p. 153 13.
- ⑱ 一「官人給与表」および「律令官人としての藤原氏の収入」—『資料日本史』, 東京法令出版, p. 62.
- ⑲ 一土御門邸火事見舞—村井康彦『平安貴族の世界』, 徳間書店, p. 222 112~p. 223 118.
- ⑳ 一王朝国家体制のモデル図(輪租荘園ぬき)—前掲.
- ㉑ 一除目のころ—「枕草子25段」池田亀鑑校訂『枕草子』, 岩波文庫, pp. 45~46.
- ㉒ 一貴族の国司任官運動—「枕草子3段」, 同上, p. 22.
- ㉓ 一「名」支配に対する抵抗と新開拓地—坂本賞三『日本の歴史6』, 小学館, p. 323 12~p. 324 114.
- ㉔ 同上, p. 322 112~16.
- ㉕ 一國司苛政上訴表—坂本賞三『日本王朝国家体制論』, 東京大学出版会, pp. 204~205.
・一武士は自衛のために武装していたのか—坂本賞三『日本の歴史6』, 小学館, p. 344 113~p. 346 17.
: 一入口神主—村井康彦『教養人の日本史2』, 現代教養文庫, pp. 78~79.
- ㉖ 一王朝国家体制モデル図—前掲.
- ㉗ 一院領荘園の集積—安田元久『日本の歴史7』, 小学館, p. 142 113~p. 143 112.
- ㉘ 一別名制の創設—坂本賞三『日本王朝国家体制論』, 東京大学出版会, p. 283 116~p. 284 111.
- ㉙ 一受領層と院—石丸照「院政の構造的性質について—十二世紀受領層の動向を中心に—」『平安王朝論集日本歴史3』, 有精堂出版, p. 283 上 15~p. 284 上 11.
- ㉚ 一廻り御葉—竹内理三『日本の歴史6』, 中央公論社, p. 287 113~15.
- ㉛ 一白河長講堂の公事一覧—同上, pp. 286~287の表.
- ㉜ 一封戸の減少—「大槐秘抄」, 同上, p. 282 113~6.
- ㉝ 一国家からの給付と荘園領有—坂本賞三『日本の歴史6』, 小学館, p. 274 117~p. 275 15.
- ㉞ 一延久の荘園整理令—「百鍊抄」『日本史資料(上)』, 東京法令出版, p. 128.
- ㉟ 一荘園領主の抵抗と成果—安田元久, 前掲書, p. 35 112~p. 38 13.
- ㊱ 一延久の荘園整理令—「愚管抄」『日本史資料(上)』, 東京法令出版, pp. 127~128.
- ㊲ 一後二条関白記—竹内理三, 前掲書, p. 154 114~14.
- ㊳ ㉗を参照.
- ㊴ 一國衙領の形成—安田元久, 前掲書, p. 182 115~p. 185 12.
- ㊵ 一荘園公領体制のモデル図(院政期)—前掲.
- ㊶ 一荘園公領体制のモデル図(平氏政権)—前掲.

IV 高等学校日本史教授書試案について

本教授書試案は、先に示したように、導入部と三つのパートから構成され、各パートはいわゆる王朝国家体制期、院政期、平氏政権期に対応している。

パート1は、「藤原氏が栄え得た社会のしくみはどのようなものであったか?」すなわち「なぜ律令国家体制がくずれたのか、それに対応して形成された社会のしくみはどのようなものであったのか?」という問いを探究していく過程として、各セクションが組織されている。すなわち、セクション1で律令個人身支

配の崩壊、セクション2・3で国司の「名」による支配への移行及びそれによる富裕化と、中央政府のそれに対応した国政転換が学習され、セクション4で、王朝国家体制の理論モデルが導かれる。これをふまえて、セクション6で、藤原氏の繁栄が王朝国家体制下の官人としての給与、国司からの賄賂及び輪租荘園からの収益の三つの経済的基盤から説明される。輪租荘園については、セクション5で、藤原道長・頼通の頃の付加的な経済的基盤として扱われている。

パート2では同様に、荘園公領体制(院政期)が扱われ、「なぜ藤原氏が栄え得ていた王朝国家体制が、院の栄え得る体制になったのか、それはどのようなものだったのか?」という問いを探索していく過程として組織されている。セクション1で、「名」による支配の崩壊及び荘園の増大、セクション2～4で、それに対応する国司の公領維持政策、貴族の荘園からの収益への依存、天皇の荘園整理政策、それによる藤原氏の没落、院の荘園領主化が学習される。これに基づいて、セクション5で、荘園公領体制の理論モデルが導かれ、院の繁栄が、国衙・知行国主からの賄賂と荘園からの収益の二つの経済的基盤から説明される。

パート3は、平氏政権の繁栄の理由を、荘園公領体制(平氏政権期)の理論モデルで説明させるという学習が行われる。これは、院政から平氏政権への推移は、単に政権担当者の交代にすぎず、社会構造に変化はないという立場に立っているからである。

本教授書試案は、以上のように構成されているが、その内容は、時代構造の理論モデル及び概念的知識を導く範囲内で発問、資料、教授学習過程が組織されたものであり、いわば学習指導計画の骨格だけを示したものである。われわれは、このように典型的事例を用いてモデルを直線的に形成させ、時代の全体像を把握させることが必要であると考え。従って、実際に授業において本教授書試案を用いる場合、相応の肉付けあるいは組み替えも可能であろう。われわれは本教授書試案の用い方として次の三つを考えている。

第一に、三時間ほどの小単元を設定し、いわゆる平安時代の通史学習の後で「投げ入れ」教材としてこれを用いる。律令制解体期の農民の生活実態、王朝国家体制下の国司の横暴ぶり、藤原氏・院・平氏の繁栄等について通史学習で習得した事実的記述の知識を前提として、まとめの意味で主題学習的にこの学習を行うことにより、平安期の各時期の社会構造をモデル化して把握することが容易になると考えられる。

第二に、同様の用い方で、王朝国家体制期、院政期、平氏政権期の各々に対応する時代の学習の後で、各パートごとに投げ入れて使用することが考えられる。

第三に、平安期についての大単元を、本教授書試案で示した学習指導計画の骨格を軸として構成し、各パートを小単元として他の教材、エピソード等を加えて肉付けすることによって学習を行う。具体的にパート1では、律令制解体期の農民の生活実態、王朝国家体制下の国司の横暴ぶり、藤原氏の政権獲得過程、国風文化、富豪層の出現等をからめ、エピソード的なものを導入することが望ましい。それらによって、モデルをより批判的に吟味することが、生徒にとって可能となる。

V 中学校歴史的分野教授書試案について

われわれは、高等学校日本史教授書試案に基づいて、中学校歴史的分野の教授書試案を作成した。ここでは、紙数の関係上、高等学校の教授書を用いて中学校の教授書の概略を説明しておくたい。

まず、到達目標の各時代構造を表わす理論モデルを、中央、地方、人民の基本的関係を損わない限りにおいて、できるだけ簡略化する。すなわち、いずれのモデル図においても、「支配関係を示す(上から下への)矢印」と「郡司」とを除く。王朝国家体制のモデル図では、「国衙」内と「名」内の構成要素及び「輪租荘園」(点線矢印共)を省略する。荘園公領体制(院政時代)、同(平氏政権)のモデル図においては、「国衙」内、「公領」内、そして「荘園」内の各構成要素及び、「領家」「預所」「下司」「知行国主」を省略する。「領家」と「本所」は一括して「荘園領主」として表わされる。こうして、残るものは、中央、地方、人民の間の、矢印の太さで表わされる基本的収奪の関係だけとなるわけである。

こうした簡略化を行うのは、高等学校の教授書においては、最終的に理論モデルを用いて様々な事象を説明できるようにすることに重点を置いているのに対して、中学校の教授書では、各時代構造の基本的概念を生徒が自ら形成できるようにすることをめざしているからである。

以下、簡略化したモデル図を用いて、高等学校の教授書とはほぼ同じ展開で授業が行われる。

パート1における高等学校の教授書との主な違いは、セクション2での「名」内の説明を求める問いとそれに対する知識・図を省略すること、及びセクション5を省略して、藤原氏の栄えを、輪租荘園ぬきで(給与と賄賂だけで)説明することである。こうした方が、名体制のくずれがそのまま王朝国家のくずれとなること、すなわち藤原氏の衰えとなること、中学生にとってわかりやすい。

これに応じて、王朝国家体制のくずれの説明が、パー

ト2のセクション1における名の荒廃の説明だけで行われる。セクション2・3の国司と貴族の対応はそのままであるが、セクション4において「荘園整理令」を扱わずに、権力の移行を体制の転換と結びつけて説明することができる。つまり、荘園の増大、「名」の荒廃に伴い、藤原氏が打撃を受ける一方で、天皇は公的な立場を離れて院になることによって、荘園領主となり、受領層の支持をも受けた、このことが、セクション4における天皇の対応の説明となる。

パート3においては、簡略化したモデル図を用いて、高等学校の教授書と同じく、平氏の栄えを説明させる。

また、全体を通じて、高等学校教授書試案と内容的に同じ知識であっても、その説明を、中学生の発達段階を考慮して、わかりやすい言葉で置きかえる必要がある。たとえば、高等学校教授書パート1のセクション1の最後の問い「なぜ律令国家はくずれたのか？」に対する知識を次のように変える。すなわち「律令国家は公民一人一人が負担する調庸などの税によって維持されるので、公民が浮浪・逃亡・偽籍などによって税を逃れることが多くなると、国司は律令に基づく税の徴収ができなくなり、国家が維持できなくなる。」と。

生徒に提示する資料も中学生用にわかりやすく口語体に改めたが、ここでは割愛する。

VI おわりに

本研究で開発された教授書試案は、附属中学での実験授業をもとに、授業者の反省と授業観察者の分析と感想をまじえて吟味・検討を加え、修正につぐ修正をくりかえし、得られた現時点での到達点を示すものである。したがって、この教授書試案は完成されたものではなく、多くの問題点をもつ不完全なものであることは十分承知している。また、学会での批判にもあったように、「すっきりしすぎ」ていたり、「生徒が批判的に教師の理論を吟味していける配慮に欠けている」ように見えるかもしれない。これら諸点の検討も含めて、今後は、さらに多くの学校でこの教授書試案を使った授業を行っていただき、一層より完全なものにつくりかえていきたい。

最後に、教材構成の過程で、現場からの貴重なご意見をのべていただいた、島根県立横田高等学校の佐々木茂先生に厚くお礼を申しあげたい。